令和７年度 子ども・子育て会議　会議録

日　時	令和７年１０月２７日(月) 午後１時３０分～２時５０分
場　所	河合町役場３階第４・５会議室
会議内容	１.開会 ２.委員紹介、会長・副会長選出 ３.協議事項 （１）こども誰でも通園制度について （２）その他

１.開会

【事務局】

令和河合町子ども・子育て会議を開催いたします。

この会議は、河合町子ども子育て会議設置条例　第６条第３項にあります、半数以上の出席をいただいておりますので成立するものです。

本会議は、河合町における子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第三期子ども子育て支援計画」を策定し、町として必要な支援事業を審議するための会議です。

各委員は、保護者代表、子育て支援に従事する施設関係者、学識経験者、住民代表者で構成し、幅広い分野から様々な意見を取り入れ今後の計画に反映してまいります。

【事務局】

（資料の確認）

２.委員紹介、会長・副会長選出

（委員の紹介）

（事務局紹介）

（会長・副会長選出）会長は引き続き、副会長は事務局一任

３.協議事項

（１）こども誰でも通園制度について

（事務局より説明）
（事前にいただいた質問への回答）
〈質問〉
　今回提案されている事業の内容が、子ども・子育て支援事業計画策定時に行われたニーズ調査の結果に基づいているとは言い難いものとなっている。利用者にとって、利用しやすい制度となっているように感じません。
〈回答〉
　ニーズ調査を踏まえて検討してまいりましたが、事業開始を最優先とし、どのような形ならお子さんを受け入れることができるか、また保育士や部屋の確保を検討した結果、今回ご説明させていただいた形で開始する方向で進めております。

〈質問〉
　条例に食事についての項目もあります。食事提供される場合の利用時間はどうなりますか？また、アレルギー対応についても条例に記載するべきでは？
〈回答〉
　条例案第 16 条では、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要調理のための加熱保存等の調理機能を有する施設を備えなければならないと定めております。しかし、食事の提供を行うかどうかは事業所で判断できるようになっております。給食の提供につきましては、当面の間、様子を見ようと考えております。また、アレルギーに関しては、医師の診断や指示に基づいた対応を現在も行っておりますので、同じように考えております。

〈質問〉
　西大和保育園でも実施されますか？
〈回答〉
　町としては、西大和保育園にも実施していただけるよう交渉してまいります。

〈質問〉
　職員の設置基準について
〈回答〉
　条例に 23 条において、保育士の数は乳児おおむね 3 人につき二人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき一人以上とし、その半数以上は保育士とすると定められております。かがやきの森こども園では、在園児合同での実施を考えております。また、1 年齢 3 人程度の受け入れを考えておりますので、事業実施する際には必ず保育士が担当することになります。

〈質問〉
　かがやきの森こども園で実施するにあたり、現在の設備で問題はないのですか？
〈回答〉
　まず、今回お示しした条例案は、乳児等通園支援事業を実施する際の許可を行うのが市町村の権限であるため、認可するための基準を定めたものになります。
かがやきの森こども園は、国が定める幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準に適合している施設となっております。また、このこども園の設備基準は、今回の条例と同様の設備基準となっておりますので、問題はないと考えられます。

〈質問〉
　条例第 7 条の 2 項で、避難訓練を少なくとも月一回行わなければならないとなっていますが、実施できますか
〈回答〉
　現在、かがやきの森こども園では、火災や地震などの避難訓練を行っています。在園児と一緒に実施する方向で考えています。、また、非常時災害に関する職員会議も行っております。

〈質問〉
　近隣の制度の運用状況について教えてほしい。
〈回答〉
　奈良県内でこの事業を先行実施しているのは奈良市、大和郡山市、桜井市の 3 市です。令和 8 年度から本格実施となっておりますので、現在、どの市町村も制度設計を行っている時期になっております。
河合町近隣の市町村の状況としては、1 日 1 枠 2 時間で検討されています。また、実施する日で年齢を指定し、給食の提供は行わないと考えているところが多いように見受けられました。

〈質問〉
　在園児は、制度を利用する乳児それぞれを守るために厳しい規定が必要となる。それはどのように考えていますか？
〈回答〉
　かがやきの森こども園では、在園児と同様の考え方を持っております。例えば、子どもに熱があった場合、解熱後 24 時間後からの登園を保護者にお願いしています。

【会長】
　それ以外に、今この場で質問しておきたいという方がおられましたら、よろしくお願いし

たいと思います。

【委員】
　利用されている最中に満 3 歳になった場合は、そこで終わりということでよろしいですか？こども誰でも通園制度において、3 歳になってから幼稚園に入るまでの間の人に対するケアが抜けていると思います。

【事務局】
　空白になっている部分は、検討中です。

【委員】
　チラシについて、分かりにくい部分があります。国で決まったこともあると思うので、細かくいれてもらいたい。

【事務局】
　まだ途中の段階で、いろんな意見を聞きながら仕上げていきたいと思ってます。

【委員】
　ニーズ調査の結果を踏まえた事業内容になっていないように思いますがいかがですか？

【事務局】
　保育士や部屋の確保、また在園児合同実施を選んでおりますので、誰でも通園制度を使って新たに今日だけ来るっていう子がたくさんいたら、在園児も戸惑うところがありますので、そういうのを考えて、現時点でこれぐらいの量かなということで設定させていただいております。

【委員】
　在園児と同じ部屋に入るというのは、面積基準的には大丈夫なんでしょうか？

【事務局】
　面積基準の問題ない範囲で 3 名程度としております。

【委員】
　乳児のデイサービスに行っている子たちも利用できるといいなと思いますが、いかがですか？

【事務局】
児童発達支援ということかと思います。併用していただくことは可能です。

【委員】
今後、西大和保育園でも実施する予定はありますか？

【事務局】
実施する方向で検討しております。

【委員】
一時預かりを利用している方は、こども誰でも通園制度は利用できますか？

【事務局】
利用可能です。

【委員】
国は、試行的事業の基準として月 10 時間としているようです。市町村独自で決定することも可能と聞きましたが、今後ニーズ調査の結果に沿った形で検討してもらいたいとおもいますが、いかがでしょうか？

【事務局】
今後、このニーズ調査の結果も踏まえて、利用状況等をみながら検討していくという感じになるかと思います。

【委員】
河合町の方が、他町の施設でこども誰でも通園を利用したい場合できますか？

【事務局】
可能です。申請後、河合町で審査し決定します。その決定があれば、どこの施設でも利用可能となります。例えば、上牧町の施設で利用したい場合は、面談は上牧町に行っていただくことになります。

【委員】
申請の流れをもう一度説明してほしい。

【事務局】
　国のシステムがありまして、まずそこを一番初めにやるってなった時に、河合町に利用申請をあげる。それを審査し許可しますってなったら、そのあとは保護者さんが利用したい園にそのシステムを使って申し込むことになります。

【委員】
　利用料の支払いはどうなるんですか？

【事務局】
　利用する園で支払っていただきます。

【委員】
　現金ですか？口座引き落としですか？

【事務局】
　河合町では、一時預かり同様に現金でお支払いいただく予定です。
システムを利用している在園児の保育料に関しては口座引き落としが可能ですが、そのシステムに登録されていない方の口座引き落としというのは難しいです。

【委員】
　今回の第 3 期計画ができ半年になりますが、新たに取り組んでいる事業や検討されているものがあれば教えてください。

【事務局】
　ファミリーサポートセンターは、検討を続けています。
　子育て短期支援事業、現在使える施設が 1 か所だけだったんですけども、そこを増やす予定です。
　学童保育について、この 10 月から民間事業所への運営を委託しております。9 月まで勤務していただいてた指導員は全員継続となり、10 月からも勤務していただいております。子供たちにとっても先生が変わらないというのが一番と考えております。

【会長】
　では、意見も出尽くしたようですので、本日の河合町子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。